

新ストップ! 過労死 2018年7月15日発行 全国ニュース 第6号



発行：過労死等防止対策推進全国センター

◆東京事務局

〒113-0033 東京都文京区本郷2-27-17

ICNビル2階 川人法律事務所内

TEL:03-3813-6909 FAX:03-3813-6902

◆関西事務局

〒530-0051 大阪市北区西天満4-4-18

梅ヶ枝中央ビル7階 いわき総合法律事務所内

TEL:06-6364-3300 FAX:06-6364-3366

◆HP:<http://www.stopkaroshi.net/>

【巻頭挨拶】新たな情勢のもとで活動の前進を

－「過労死110番」設置から満30年－

過労死等防止対策推進全国センター代表幹事
過労死弁護士全国連絡会議幹事長 川人 博

1988年6月に「過労死110番」全国一斉電話相談を始めて以来、今年で満30年が経過した。去る6月13日、過労死110番30周年記念シンポジウムを開催し、これまでの活動を振り返るとともに、これからの過労死の予防と補償をどのように進めて行くか考える機会をもった。シンポには159名の方々（弁護士・ご家族・支援者・メディア等）が出席し、懇親会には114名の方々が参加した。

国会では、広範な国民世論の声に反して、「働き方改革関連法」が6月29日に成立し、労働時間規制撤廃等により長時間労働・過労死の発生が促進される危険が新たに生み出された。他方、7月には、新しい過労死防止大綱が閣議決定される見込みとなっており、過労死防止へ向けての貴重な内容も盛り込まれている。

例年より遅れて、7月に入ってからようやく公表された平成29年度の過労性疾患労災補償統計によれば、脳・心臓疾患、精神疾患とも労災申請数が前年度に比べて大幅に増加した。精神疾患・自殺の労災認定件数も増加している。そして、今回の公表では裁量労働制適用対象者の被災者の人数も明示された。

このような情勢にあって、当センターとして新たな決意をもって、過労死防止の活動にとりくんでいきたい。ここでは、とくに以下の4点を強調したい。

第1に、日々発生している過労死について、いかに迅速にその被害実態を把握し、調査・分析し、職場改革、さらには法令改正に結び付けていくか。これまで、過労死発生から労災認定まで、ほとんどの場合半年以上経過し、その一部が公表されたとしても、ほかの災害性事故や凶悪犯罪などに比べて、タイムラグが長すぎる。ブロック塀が倒れ子どもの犠牲が発生し、ただちに塀の補修工事が開始されたが、過労死が発生しても、同じ職場で翌日ま



た長時間労働が続いているのが現状である。

第 2 に、過労死防止の前提条件である労働時間把握をいかに正確に迅速に行い、それを予防と救済に活用するか。例えば、労働時間規制緩和に対抗する労働時間把握体制の構築や、虚偽の労働時間記録を暴くための体制の構築などを重視して実践していく必要がある。IT の発展により電磁的記録が保存されるようになり、労働者の仕事の軌跡を追う可能性が増したが、他方では、「企業機密」を理由とした情報開示拒否を、多くの企業が続けており、労働実態の隠蔽を許さないとりくみがますます必要になっている。

第 3 に、インターバル規制をすべての職場に急速に広げていくこと。新しい過労死防止大綱においてインターバル規制導入企業数の数値目標が盛り込まれる予定である。この数年間の運動の重要な成果として、勤務間インターバル規制の必要性を政府・財界も認め、労働組合・国民の間でも認識が急速にひろまった。11 時間以上の規制の実施を各職場で実現していくことを活動の重要な課題としたい。

第 4 に、過労死労災認定基準を改正し、被災者・遺族の救済と職場改革を実現していくうえでの重要なテーマとして取り組んでいきたい。5 月 23 日に過労死弁護団全国連絡会議が改正案を厚生労働省に提出したが、これらをベースにして、現実の過重労働の実態に則した認定基準を策定するために、当センターとしても、力を尽くしていきたい。

< 目次 >

【巻頭挨拶】 新たな情勢のもとで活動の前進を - 「過労死 110 番」設置から満 30 年 -	・・・ 1
過労死等防止対策推進全国センター代表幹事 弁護士 川人 博	
【寄稿】 過労死等防止対策の推進について	・・・ 4
厚生労働省労働基準局総務課長 村山 誠	
◆過労死弁護団が過労死等の労災認定基準改定意見書を発表	・・・ 5
過労死防止全国センター事務局長 弁護士 岩城 穰	
◆過労死 110 番 30 周年記念シンポジウム	・・・ 6
過労死弁護団全国連絡会議 事務局長 弁護士 玉木 一成	
◆過労死防止学会第 4 回大会の報告	・・・ 7
過労死学会事務局長 森岡 孝二	
【特集 1】 各地の地方センターの活動状況	・・・ 8
【①大阪】 大阪から過労死をなくす！過労死防止大阪センター	・・・ 8
過労死防止大阪センター幹事 田島 陽子	
【②兵庫】 過労死等防止対策推進兵庫センター活動報告	・・・ 9
過労死等防止対策推進兵庫センター 事務局長 今西 雄介 幹事 坂本 知可	
【特集 2】 平成 29 年度各地の過労死防止シンポジウム（その 2）	・・・ 11
【①中央】 東京中央会場（11 月 8 日）の報告	・・・ 11
弁護士 玉木 一成（東京）	
【②秋田】 過労死等防止対策推進シンポジウム秋田会場の報告	・・・ 12
弁護士 三浦 広久（秋田）	
【③山形】 過労死等防止対策推進シンポジウム・山形会場報告	・・・ 12
弁護士 脇山 拓（山形）	
【④群馬】 平成 29 年度過労死等防止対策推進シンポジウム（群馬）報告	・・・ 13
弁護士 三角 俊文（群馬）	
【⑤埼玉】 埼玉シンポジウムの報告	・・・ 14
弁護士 田中 浩介（埼玉）	

【⑥東京】 過労死等防止対策推進シンポジウム・東京会場報告 弁護士 尾林 芳匡（東京）	・・・ 15
【⑦岐阜】 平成 29 年度過労死等防止対策推進シンポジウム 岐阜会場報告 弁護士 綴喜 秀光（岐阜）	・・・ 16
【⑧和歌山】 働き続けられる社会をつくるために―過労死防止シンポジウム和歌山会場 過労死防止全国センター 幹事 藪野 寛	・・・ 16
【⑨広島】 広島からの報告 弁護士 松岡 幸輝（広島）	・・・ 17
【⑩徳島】 徳島のシンポジウムについて 弁護士 堀金 博（徳島）	・・・ 18
【⑪長崎】 過労死等防止対策推進シンポジウム in 長崎報告 長崎労働者の健康問題懇談会事務局次長 大塚 正一	・・・ 19
【⑫宮崎】 宮崎シンポ報告 弁護士 西田 隆二（宮崎）	・・・ 20
【平成 29 年度過労死防止対策推進シンポジウム開催実績一覧】	・・・ 21
【特集 3】 平成 29 年度過労死防止啓発授業の報告（その 2）	・・・ 22
【その 1】 労働問題・労働条件に関する啓発授業に参加して感じたこと 東京過労死を考える家族の会 佐戸 恵美子	・・・ 22
【その 2】 過労死防止啓発授業に参加して 過労死遺族（匿名）	・・・ 23
【その 3】 若き人々よ！過労死から身を守れ！―啓発授業に取り組んで― 兵庫過労死を考える家族の会共同代表 西垣 迪世	・・・ 23
【その 4】 こんなふうにあります～過労死啓発講義でのグループワーク～ 弁護士 皆川 洋美（北海道）	・・・ 24
【その 5】 啓発授業の感想 弁護士 蟹江 鬼太郎（東京）	・・・ 25
【その 6】 過労死等防止啓発授業について 弁護士 立花 隆介（兵庫）	・・・ 26

過労死等防止対策の推進について

厚生労働省労働基準局総務課長

過労死等防止対策推進室長

村山 誠

過労死等防止対策推進全国センターの皆様におかれましては、日頃より労働基準行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成30年7月は「過労死等の防止のための対策に関する大綱」の策定から3年を迎える月です。大綱は、3年を中途に社会経済情勢の変化や対策の推進状況を踏まえて必要に応じ見直すこととされており、本年1月以来、過労死等防止対策推進協議会において、その見直しについて御議論をいただいております。協議会には、過労死等防止対策推進全国センターの方々にも御参画いただいております、3回にわたる集中的な審議の過程で多数の貴重な御意見を賜りましたことに、厚く御礼申し上げます。

改定される大綱については、7月中旬の閣議決定を目指して現在パブリックコメント等の手続き中ですが、その主な見直しのポイントについてご紹介します。



まず、数値目標についてです。

大綱の見直しに当たって、数値目標を新たに項立てしました。数値目標のうち、勤務間インターバル制度に関してご紹介いたします。

勤務間インターバル制度については、2020年までに労働者数30人以上の企業のうち、

①勤務間インターバル制度を知らなかった企業割合を20%未満とする

②勤務間インターバル制度（終業時刻から次の始業時刻までの間に一定時間以上の休息時間を設けることについて就業規則又は労使協定等で定めているものに限る。）を導入している企業割合を10%以上とする

という目標を設定します。

現状について申し上げますと、

2017年時点で①制度を知らない企業は37.3%、②制度の導入企業比率は1.4%という状況にあり、3年間の目標としては意欲的な内容になっているのではないかと感じております。

勤務間インターバル制度の数値目標を掲げることは、我が国として初めてのことであり、労使ひいては国民の関心も高いと思われます。今後、政府としては、セミナーを通じた先進的な取組の普及や助成金を活用した中小企業における導入支援等を通じ、長時間労働の削減や休息の確保につながる勤務間インターバル制度の普及・促進に取り組んで参ります。

次に、国が取り組む重点対策についてです。

現行の大綱では、国が取り組む重点対策は、法に定める「調査研究等」、「啓発」、「相談体制の整備等」及び「民間団体の活動に対する支援」の4本柱で構成されていますが、過労死等防止対策推進協議会におけるご意見を踏まえ、基本的枠組みは維持した上で、長時間労働対策やメンタルヘルス対策等を明確に柱として位置付け、「労働行政機関等における対策」として新たに項立てしました。これにより、対策の一層の徹底を図って参ります。

また、これまで過労死等が多く発生している5業種・職種について、実態調査等による調査研究を通じて、過労死等の防止のための課題を把握したところですが、新たに建設業、メディア業界を対象に加えた7業種・職種を重点分野として位置付けました。この調査研究の結果明らかとなった商慣行や勤務環境等の課題については、白書において積極的に発信するとともに効果的な対策を推進するよう取り組んで参ります。

さらに過労死等防止対策推進全国センターの皆様のご協力を得て取り組む事業について御紹介いたします。

過労死等の防止の重要性について国民の関心と理解を深めるために、昨年度は47都道府県48会場で「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催し、全ての都道府県でシンポジウムを開催するという大綱の目標を達成することができました。今年度も引き続き、全都道府県で開催し、過労死等ゼロを実現するために、一層の機運の醸成を図りたいと考えております。

生徒、学生を対象とした労働問題や労働関係法令に関する啓発を目的として実施している「過労死等防止対策等労働条件に関する啓発事業（中学、高

等学校等への講師派遣支援事業」につきましては、過労死弁護士全国連絡会議や全国過労死を考える家族の会等の皆様に講師として御協力をいただき、昨年度は87校で120回開催し、10,866名が受講いたしました。今年度は150回の開催を目標としています。

また、8月5日には、厚生労働省の委託事業としては3回目となる「過労死遺児交流会（「かいじゅうの会」）を開催する予定です。より多くのお子様、保護者の皆様にとって有意義なものとなるよう、現在準備を行っております。全国過労死を考える家族の会の皆様の御参画、御協力に厚く御礼申し上げます。

これらの事業運営につきまして、引き続き格別の御協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、過労死等防止対策推進全国センターの今後の益々のご発展を祈念申し上げます。今後、皆様との連携を密にしながら、働き過ぎによって心身の健康が損なわれることのない社会づくりに向けて一層の取組を進めて行くことをお約束申し上げます。私の挨拶といたします。

過労死弁護士団が過労死等の労災認定基準改定意見書を発表

過労死防止全国センター事務局長 弁護士 岩城 穰

現在、脳・心臓疾患の過労死（過労疾患）や過労自殺（精神障害）の労災認定は、厚生省が定めた認定基準に基づいて行われていますが、①前者は2001年12月、後者は2011年12月に作成されてから制定後相当期間が経過しているうえ、②その後の多数の裁判例の蓄積が反映されておらず、③また、様々な不十分点が明らかになってきています。さらに、④いずれも過労死防止法制定以前にできたもので、⑤過労死防止法に基づく調査・研究の進展が反映されていません。

脳・心臓疾患の認定基準についての改定意見書のポイントとは、①業務と発症との関連が強いとされる時間外労働時間数（過労死ライン）を、月80時間から65時間とすること、②労働時間の認定について、使用者において労働時間として取り扱われていたか否かにかかわらず、より積極的に労働時間と認定すべきこと、③量的な過重性（長時間労働）だけでなく、質的な過重性（精神的緊張など）も適切に評価し、総合評価による労災認定を積極的に行うこと、④勤務間インターバルを適切に評価すること、⑤過重性を評価する際、いわゆる健康な労働者のみを想定するのではなく、基礎疾患や障がいのある年齢（高齢であるか）、経験（新卒であるか）など、労働者の属性を十分に考慮した上で、同じような属性を有する労働者にとつて過重であったか否かを総合的に判断すべきであることなどです。

精神障害の認定基準の改定意見書のポイントは、①パワーハラスメント等の評価を適切に行うこと、②発症前に1か月65時間程度の時間外労働があった場合には労災と認めるとともに、複数事業場で働く場合（ダブルワーク）は合算すること、③「慢性及び急性の心理的負荷」による精神障害の発症・悪化を労災と認めること、④出来事が複数ある場合の全体評価を適切に行うこと、⑤発症の6か月より前の出来事も評価すること、⑥精神障害の悪化の業務起因性を適切に認めることなどです。

今後、この意見書に沿った認定基準の改定を厚生省に求めていくとともに、現段階でも労災認定手続や行政訴訟において、この意見書に基づく主張を積極的に行っていくことが重要で

これらの認定基準に基づいて過労死・過労自殺として労災認定されたものが過労死・過労自殺の件数や事例として扱われ、また、刑事訴追や正告、企業名公表等の監督行政の対象ともなります。そうである以上、認定基準は、社会的実態としての過労死・過労自殺を適正に認定するものでなければなりません。

そこで、過労死弁護士団全国連絡会議は、2017年9月の全国総会にお

いてこれらの認定基準の改定意見書を作成することを決め、その後の検討作業を経て、去る5月23日意見書を発表し、厚生省の認定対策室に申し入れるとともに、記者発表しました。

今後、この意見書に沿った認定基準の改定を厚生省に求めていくとともに、現段階でも労災認定手続や行政訴訟において、この意見書に基づく主張を積極的に行っていくことが重要で

過労死110番30周年記念シンポジウム

過労死弁護団全国連絡会議 事務局長 弁護士 玉木 一成

1988年4月に大阪で「過労死110番」が初めて実施され、同年6月に全国7か所で全国ネットの「過労死110番」第1回が実施され、本年度30周年になることを記念して、過労死弁護団全国会議主催で「30周年記念シンポジウム・懇親会」(会場・品川プリンスホテル)が開催されました。

記念シンポジウムは、15時から、司会の古川拓弁護士、平本紋子弁護士の開会宣言で開始しました。最初に過労死弁護団を代表して代表幹事の岡村親宜弁護士が開会の挨拶をし、1988年に行われた110番、過労死弁護団の結成を決めた第1回総会、勤労感謝の前の日に行われた過労死の全国一斉申請、過労死を考える集いの内容などを紹介しました。引き続き、来賓の厚



開会あいさつをする岡村親宜弁護士

生労働省過労死防止対策室室長村山誠氏、全国過労死を考える家族の会代表世話人寺西笑子氏から挨拶がありました。

シンポジウムの最初に過労死弁護団から3つの報告がありました。代表幹事・松丸正弁護士は、過労死110番開始からの状況などを報告しました。私は、二番目報告として、過労死弁護団が昨年からプロジェクトチームで検討し作成した「過労死」「過労自死」の労災認定基準改正意見書の内容を説明しました。三番目に、過労死防止全国センター事務局長の岩城穰弁護士が過労死等防止対策推進法に関連する取り組みについて話しました。

その後、記念講演1として、過労死防止全国センター代表幹事・関西大学名誉教授の森岡孝二先生が「過労死110番の30年―新しい社会運動のあゆみ」のテーマで、「110番の開会から家族の会結成まで」「増える過労死の労災請求と長時間労働」「時短闘争を置き去りにした労働組合運動」「電通最高裁判決から過労死防止法制定へ」「真の8時間労働制の実現を目指して」という順にお話をされ、過労死

防止法の見直し・強化、インターバル休息制の導入、年休の完全消化などに向けた法整備の提案をされました。

休憩の後、記念講演2として、代々木病院精神科科長、社会医学研究センターの天笠崇医師から、「過労死(過労自殺)の予防、補償をどのように進めていくか」というテーマでお話がありました。天笠先生は、過労死予防の視点で「長時間・過重労働、裁量性のなさ」とハラスメントが、(社会健康医学的には)うつ病、自殺の原因として確立されている。「これらを低減する策(制度設計)」として、長時間労働者面接とストレスチェック制度が法令で定められたが、その実態(実施と応用状況)は芳しくない。「メンタルヘルス対策はかえって後退しているありさまだ。」とされ、最後に、労働時間規制・職場のいじめ対策防止法の制定の必要性を訴えられました。

2つの記念講演を受けて、弁護団幹事長の川人博弁護士から、「今後の過労死活動の課題」の力強い訴えがありました。シンポジウムは、代表幹事の水野弁護士が閉会の挨拶をし、17時20分に終了しました。

引き続き、2階下の会場で懇親会上出恭子弁護士、永田亮弁護士の司会で始まりました。名古屋工業大学名誉教授の粥川裕平医師に乾杯の音頭をとっていただき、懇親会の懇談に移り



マー君のご家族(左2人)、CDのジャケットのイラストを描かれた松本春野さん(中央)と一緒に歌うダ・カーポさん

ました。過労死110番に相談し全国統一申請者のお一人で家族の会の代表世話人でもあった馬淵郁子氏を始め、なつかしい方々から挨拶が続きしました。18時20分からは、懇親会のメインイベントであるダ・カーポさんの「ぼくの夢―ある過労死遺児の詩」の歌唱がありました。歌唱に先立ち、作詞者のマー君のお母さんとお姉さんからの挨拶があり、マー君も大学院を卒業し就職したことなどを話されました。ダ・カーポさん歌唱の最後には、参加者全員でもう一度、「ぼくの夢」を合唱し、過労死根絶の気持ちを一同で共有しました。その後もなつかしく、また、明日からの活動のエネルギーとなる懇談が続きましたが、19時50分で盛大な懇親会を閉会としました。

シンポジウムは講師を含め約160名、懇親会は約120名が参加し、そのほかにもマスコミ関係者が多数取材に来ており、成功裏にて終了することができました。

過労死防止学会第4回大会の報告

過労死学会事務局長
関西大学名誉教授 森岡 孝二

過労死防止学会第4回大会は、2018年6月2日（土）～3日（日）、札幌市の北海学園大学で開催された。

過労死110番が始まったころは、過労死は日本に特有の社会問題とされていた。しかし、今日では世界的な問題となり、東アジア、特に韓国と中国では深刻な状況を呈するにいたっている。そこで今大会は、初日の午後には下記の3人を報告者として、「日中韓・過労死防止国際シンポジウム」を行った。

中国：楊河清教授（「適度労働学会会長」）「中国過労問題研究の現状」
韓国：ジョン・ビョンウク弁護士（「過労死予防センター事務局長」）「韓国で始まった過労死防止運動」
日本：松丸正弁護士（「過労死弁護士代表幹事」）「過労死110番運動の30年間」

中国では2000年以降、過重労働と過労死の研究が広がり、2012



初日の国際シンポジウムの様子

年に「中国適度労働研究センター」（現在は中国適度労働学会）が誕生した。韓国では昨年9月、多数の労働・市民団体が集まって「過労死OJT共同対策委員会」が結成され、11月に「過労死予防センター」が発足した。また文在寅大統領のもとで、昨年、勤労基準法が改正され、今年7月よりこれまでの「週68時間勤務制」から「週52時間勤務制度」に順次移行する。

2日目午前は以下のような6つの分科会が置かれ、1分科会3人から5人の報告があり、それぞれ活発な討論が行われた。第6分科会「韓国・中国の過重労働と過労死」では、共同

研究を含め、5つの報告が行われた。

- | | |
|-------|--------------------|
| 第1分科会 | 建設関連産業の就業実態と過労死 |
| 第2分科会 | 医療現場の長時間労働と働き方 |
| 第3分科会 | 教員の「働き方改革」の取り組みと課題 |
| 第4分科会 | 裁量労働制と長時間労働の実態 |
| 第5分科会 | 職場のハラスメントと過労の実態 |
| 第6分科会 | 韓国・中国の過重労働と過労死 |

過労死防止法の制定以来、厚生労働省は、調査研究、啓発、相談体制の整備、民間団体の支援などに取り組んできた。しかし、依然として過労死・過労自殺が続発する状況が続いている。目下、政府は「働き方改革」関連法案の成立を急いでいる（6月28日に参議院本会議で可決成立）。それは、大企業の中核的正社員を対象に労働時間の規制を外すとともに、1ヶ月概ね100時間までの時間外労働を適法とする点で、過労死防止の流れに逆行するという批判を招いている。

そこで2日目午後は共通論題「過労死問題からみた“働き方改革”の諸

問題」をテーマに以下の3報告が行われ、会場からの多数の質問を受けて熱い討論があった。

- | | |
|----------------------------|-----------------------------|
| 上西充子（法政大学教授） | 「労働時間規制の強化と緩和、抱き合わせがもたらす弊害」 |
| 濱口桂一郎（労働政策研究、研修機構労働政策研究所長） | 「EUの労働時間法制とその含意」 |
| 森岡孝二（関西大学名誉教授） | 「三六協定による労働時間規制の解除と時間外労働」 |

今回の大会には中国から12名、韓国から9名の参加があった。全体の参加者数は初日と2日目の重複を除き187名であった。2日間のいずれのセッションでも、活発な報告と討論が行われ、大会は成功裏に終わった。

特集1 各地の地方センターの活動状況

全国の都道府県で地域の実情に沿った過労死防止活動を進め、また、国とともに過労死防止の責務を負っている地方自治体と連携して過労死防止対策を進めていくためには、各都道府県ごとに過労死防止センターを立ち上げていくことが望まれます。もっとも、都道府県レベルで過労死防止センターが結成されているのは、現時点で大阪・兵庫・京都にとどまっています。そこで、今号では、大阪と兵庫のセンターの活動を紹介していただきました。これらを参考に、全国各地で地域センターの結成を検討していただければ幸いです。

【①大阪】大阪から過労死をなくす！過労死防止大阪センター

過労死防止大阪センター幹事 田島 陽子

過労死防止大阪センターは、2015年3月13日に結成されました。

2014年の「過労死等防止対策推進法（過労死防止法）」施行を受けて、これまで過労死問題に取り組んできた全国過労死を考える家族の会や過労死弁護団などと呼ばかれて、大阪の重要な拠点として作られました。「大阪から過労死をなくす」という目的のもと、センターの運営を担う幹事には、大阪で労働安全衛生や労働問題に取り組む団体のメンバーや弁護士などが、呼びかけに応じて参加しました。これまでそれぞれ別々に活動していた団体が、同じ過労死防止という目的のために、一堂に会し大阪での運動を作っていく場ができたというのは、画期的でとても意義のあることです。現在幹事を出している団体は19団体にも及びます。会員数は、約80名です。

代表幹事には、過労死弁護団の松丸正弁護士、関西大学名誉教授の森岡孝二先生、副代表幹事に全国過労死を考える家族の会の寺西笑子さん、過労死

防止全国センターの岩城穰弁護士が就任しました。

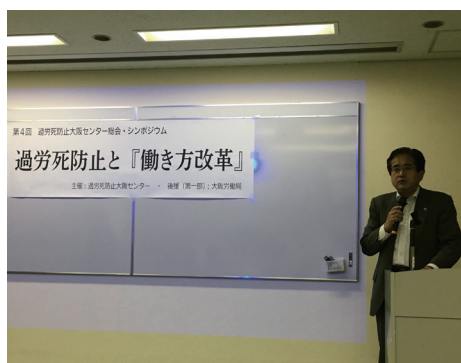
過労死防止大阪センターの目的はなにより過労死の防止であるということ。を念頭に、集まったメンバーが知恵を絞って活動を行っています。「過労死防止法」による厚生労働省の事業への協力活動として、①11月の過労死等防止啓発月間の過労死等防止対策推進シンポジウムの企画・宣伝、②2016年から開始された高等学校等での過労死防止啓発事業での講師派遣や学校等への啓発授業実施の働きかけの2つを毎年担っているほか、行政機関との懇談会、シンポジウムの開催などを行っています。特に大阪労働局との懇談会は、毎年継続しており、お互い忌憚なく意見を交換する貴重な場となっています。

11月のシンポジウムの企画では、過労死を防止するためには企業側への啓発が重要であるとの意見が多く、企業の総務・人事の担当者等に多く参加してもらい、企業に過労死を出すことに寄る企業への被害や過労死という悲劇

の現状をよく理解してもらうことを目的としました。医師や研究者、労働局から企業の過労死防止対策の参考になる話と実態を知ってもらうための遺族などの当事者の話を組み合わせた構成で過去3回は開催しました。毎回、遺族の話について、過労死の悲惨さがわかった、2度と起こしてはいけない等の感想が、アンケートに寄せられます。8割近くが企業関係者ですが、もちろん、それ以外の市民や労働者の参加者もたくさんあります。

また、毎年4月の総会では、同時に記念シンポジウムを開催し、毎回、重要なテーマを取り上げてきました。2015年の結成総会では精神科医の粥川裕平先生の講演と過労死問題に取り組む団体のリレートーク、第2回総会では「ワタミ事件」の代理人玉木一成弁護士と東京東部労組の須田光照書記長の講演、第3回は寺西笑子さんの講演と三菱電機での過重労働が原因で精神疾患となり労災認定を受けた男性からの報告、第4回では大和田敢太教授の「過労死と職場のハラスメント」の講演、栗一郎弁護士からの国会情勢報告という内容で、毎回多くの参加者がありました。

結成から3年経ち、毎年実施している活動については、スムーズに行うこ



講演する棗一郎弁護士

【②兵庫】 過労死等防止対策推進兵庫センター活動報告

過労死等防止対策推進兵庫センター事務局長 今西 雄介

同幹事 坂本 知可

兵庫センターの最近1年間ほどの活動について、以下の通りご報告いたします。（なお、啓発授業の報告については、当センター西垣の原稿をご参照下さい。）

1 啓発シンポジウムの開催

2017年11月17日には、神戸市産業振興センターハーバーホールにて、過労死等防止対策推進シンポジウムを開催し、293名もの方にご来場いただきました。

とができるようになりました。そこで少し余裕ができれば、センターが主体となって企業への更なる啓発活動を行ったり、相談活動を充実させるなど活動の幅を広げていきたいところですが、実働を担う幹事のメンバー自体、本来の所属団体の活動などで多忙であるため、更なる行動を起こすことができていないのが、当面の課題です。

基調講演として、「過労自殺を防ぎ働く人の命を守ろう（ストレスチェック時代のメンタルヘルス対策）」という題で天笠崇医師よりお話しいただきました。天笠医師のご自身の臨床現場におけるご経験を踏まえたリアルなお話に参加者の方々には皆聞き入っておられました。

そのほか、某株式会社における労働環境の改善の具体的な取り組みについて、経営者側と労働組合からご報告をいただいたり、兵庫過労死を考える家

族の会から4名の当事者、遺族の方々に過労死防止に対する思いをお話しいただいたり、フォークシンガーの木下徹さんに「ぼくの夢」の歌を披露いただいたりと、例年通り盛りだくさんの内容でした。アンケート結果（148名が回答）によれば、「シンポに参加して過労死等への関心・理解が十分深まった」及び「ある程度深まった」の項目に丸をつけられた方が121名であったことから、有意義なシンポジウムであったのではないかと感じています。

なお、シンポジウムの準備段階では、兵庫労働局、兵庫県、神戸市、各労働組、社労士会などと月に1回程度打ち合わせを持ち、各機関、各団体が主体性を持つて進めることができました。その一つの成果とも言えますが、上記の全ての準備団体が結果として、三宮駅前と元町駅前でインパクトのある街頭宣伝活動を実施することができ、多くの通行人の注目を浴びました。（県・市・弁護士会のゆるキャラ3体が参加し、

たすきとゼッケンをつけて、チラシ入りティッシュ配りをしました。）

2 過労問題110番

過労死等防止啓発月間の取り組みの一つとして、2017年12月16日（土）15時から20時までの間、過労問題110番を実施しました。例年とは異なり時間帯を夜に近づける工夫をしましたが、結局18時以降にはあまり電話は鳴らず、結果的には相談件数は5件でした。

また、2018年6月16日10時から17時まで、過労問題110番を実施しました。このときは、広報に力を入れたことにより（HPでの案内、街頭宣伝、マスコミへのレク等）、11件もの相談がありました。新たな取り組みとして時間内に面談相談も受け付けることにしたところ、1件の申し込みがあり、面談相談を実施しました。

3 学習会

2018年に入ってから、2回、兵庫センター主催の学習会を開催することができました。

① 2018年3月29日（木）18時30分

20歳の青年が長時間労働とパワハラを苦に自死した事件である「神戸製菓会社パワハラ自死事件」について、担当弁護士の八木和也弁護士と遺



講演する松丸正弁護士

族の前田和美さんよりお話いただきました。約 40 名の方にご参加いただき、MBS・NHK 神戸・テレビ朝日・神戸新聞等で報道もされました。

② 2018 年 6 月 8 日（金）18 時 30 分

松丸正弁護士より、「過労運転事故死を考える」と題してご講演いただきました。45 名の方にご参加いただき、サンテレビ、神戸新聞などで報道されました。

以上のように、兵庫センターは、シンポジウムの準備、運営を主軸にしながら、シンポジウムの準備等で出来た

繋がりも活用しながら様々な地道な活動を行っています。今後も、様々な人を巻き込み、活動の幅を広げていければと考えています。

特集2 平成29年度各地の過労死防止シンポジウム（その2）

前号でもご紹介したように、2017年度（平成29年度）の「過労死等防止対策啓発月間」では、ついに47都道府県のすべてと中央会場の計48の会場で「過労死等防止対策推進シンポジウム」が実現しました。参加者の合計は5864人で、前年度の4802人から22%増加しました。

本号では、①中央、②秋田、③山形、④群馬、⑤埼玉、⑥東京、⑦岐阜、⑧和歌山、⑨広島、⑩徳島、⑪長崎、⑫宮崎の12会場の報告を掲載します。また、全国の実績一覧表（前号と同じもの）を21ページに再掲します。

【①中央】東京中央会場（11月8日）の報告

弁護士 玉木 一成（東京）

東京では、昨年引き続き、中央会場と立川会場の2箇所で開催されたシンポジウムを行いました。中央会場は、全国各地の中央会場という位置づけで、3年連続イノホールでの開催となりました。

シンポジウムは14時から開会しました。開会の挨拶の後、過労死等防止について考える議員連盟の馳浩会長から挨拶があり、出席した議員連盟の国会議員の紹介がありました。次に、労働基準局の村山誠総務局長から、過労死等防止対策の現状について説明がありました。

引き続き、過労死等防止推進全国センター代表幹事の川人博弁護士から次のような報告がありました。①新国立競技場の地盤改良工事に従事した新入社員が連日2、3時間の睡眠しかとれず過労自死した。発注者は発注内容の適正化を図ることが必要であること。②貨物配送の運転手が勤務中に急性大動脈解離で死亡した。過労運転は多くの被害者を生むもので、社会の安全のために労働時間の改善が不可欠であること。③医師など公共性が高い職業は長時間労働が不可避という考えが根強いが、健康に生き生きと働くことで

真の公益性が実現すること。④働く者の健康なくして健全な経営は成立しない。

岡田康子氏（厚生労働省「職場のハラスメント防止対策についての検討会」委員）から、「パワーハラスメントを防止するために」と題した講演がありました。講演の内容は、①パワーハラ当事者自体に被害者意識がないことがほとんどであること、②自分を大切にするので周囲の人のことも考えられるようになること、③パワーハラは上司から部下とは限らず、職場の間関係すべてに起こりうるものであること、④感情のコントロールができない場合にはカウンセリング的アプローチも有効であること、⑤職場風土や業務量を見直すためには、まずトップの意識を変える必要があることなどでした。

休憩の後に、加藤勝信厚生労働大臣から、「一億総活躍社会を目指す上で働き方改革にしっかり取り組み、長時間労働を是正し、誰もが働きやすい社会を作ること」に全力を挙げていく。過労死をゼロにし、健康で充実して働けることのできる社会を実現するという使命感を持って取り組む。」との

挨拶がありました。

その後、企業による事例発表が株式会社野村総合研究所の木村智弘氏と三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社濱畑めぐ美氏からありました。参加者からは、大企業の理想的な報告で、中小企業や現実の過重労働の実態とはかけ離れているとの感想がありました。

最後に、過労死を考える家族の会の5人からの体験談の報告がありました。工藤祥子氏は、10年前に中学校教師の夫が朝から夜までの過密な業務に追われ、もともと膜下出血で他界したこと、教師の働き方を改革する必要があることを話されました。佐藤久恵氏は、33歳の次男が東京のシステム開発会社に就職し、つくば市の職場に向かう後、毎日が針の筈に座らされているようで、昼夜交替勤務で時間外労働が122時間にもなり過労自死をしたと訴えられました。野本幸治氏は、SEだった二女が人数不足の環境で極度の睡眠不足と過労で自殺未遂した後、上司から出張を命じられ、宿泊先で心臓突然死をしたとして、過労死をなくすためには社員の睡眠時間を確保する必要がある勤務間インターバル制度の導入を望まれました。久保直純氏は、松山市役所に勤務した息子が入庁5か月で過労自死したが、残業が月350時



発言する寺西笑子さん

間にもなっていたと報告されました。佐戸恵美子氏は、NHK報道記者の娘が4年前に過労死したが、都知事選と参議院選挙の取材報道に追われ、亡くなる直前の1か月間の実時間外労働時間が2009時間にもなっていた、同じ苦しみ味わう人が今後現れないことを願うと話されました。

最後に、全国過労死を考える家族の会代表の寺西笑子氏が、成果を求め過ぎて過労死するほど働かせる企業があるが、命より大切な仕事はない、と訴え閉会の挨拶をして、シンポジウムは17時に終了しました。

この日の参加者は381名で、参加者の職業で最も多かったのが会社員78名でした。

【②秋田】過労死等防止対策推進シンポジウム秋田会場の報告

ム秋田会場の報告

弁護士 三浦 広久（秋田）

平成29年度の秋田での過労死等防止対策推進シンポジウムは、同年12月9日、「秋田テルサ」（秋田県秋田市御所野地蔵田3-1-1）5階で開催されました。当日は、蟹江鬼太郎弁護士から「過労死・過労自殺を防ぐために担当3事件を通じて」と題する基調講演を頂きました。また、マックスバリュ

東北株式会社の人事情報部長様から、同社の長時間労働抑制の取り組み等についてお話を伺いました。さらに、東京過労死を考える家族の会中原のり子様から「『過労死』日本の働き方を変える」と題するご報告を頂きました。秋田労働局ご担当者様から当地における労働行政サイドからのお話もうかがいました。来場者数は計66名でした。

若い労働者が大企業で過酷な長時間労働に従事させられた結果亡くなるという痛ましい事件が報道されていることで、この問題は秋田でも一定の感心をもたれています。しかし、私個人が、過労死110番を担当したり、労働事件で記者会見をしたり、あるいはこ

のシンポ担当として各方面に声がけをした際の経験から言って、秋田県民が、過労死等を「自分たちの問題」と認識するには至っていません。「真面目、寡黙、直向き」というのが秋田県人の典型であり、義務教育を通じて十分な労働教育がされない中で、多くの方が「当然の」長時間労働に従事している現状にあることは間違いなく、たとえ、疲れていても、休みたくても、「こんな働かせ方は間違っている！」という声を上げにくい雰囲気、確実にあります。

過労死遺族の報告こそが、このような現状を変えていく一番の力だと思います。もともと、秋田に、地方に、過労死遺族の声を伝えていく、それが、過労死シンポの最重要点と思っています。

【③山形】過労死等防止対策推進シンポジウム山形会場の報告

ム山形会場の報告

弁護士 脇山 拓（山形）

山形県では、従前から明確に組織された過労死の相談活動等の担い手となる団体がないので、今年も過労死110番活動に参加している弁護士有志と医師、医療関係者が準備の中心となった。

昨年は土曜日に開催したが、今回は使用者側の参加を増やすための対策として、平日の午後開催することとし、2017年11月14日（火）13時30分～16時30分に山形県生涯学習センター遊学館3階第1研修室にて開催された。山形県が後援、協力団体として、



会場の様子

過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護士全国連絡会議の3団体に、今回から山形産業保健総合支援センターも加わることとなった。

内容は、主催者として山形労働局があいさつした後、「働き方改革から過労死を考える」と題して、山形産業保健総合支援センター相談員で医師の神村裕子氏が講演した。職場での長時間労働の実態、パワハラ等により労働者が精神的に追い込まれている状況を話されるとともに、現在行われているメンタルヘルス対策の実情を具体的に話していただき、また当時議論されていた「働き方改革」の内容にも触れて、本に必要な改革は何なのかを分かりやすく話していただいた。また、事前の打合せでは明かされていなかったが、親として、遠方に就職した子の労働環境、メンタルヘルスの問題にどのようにかわかっていけばよいかについて、自らの体験をもとに話され、参加者の共感を呼んだ。

続いて、東北希望の会の会員である過労死遺族（息子さんを亡くされたご両親）から体験談を報告した。

その後、山形労働局から、厚生労働省・山形労働局における主な取組についての報告がなされた。



パネルディスカッションの様子

左から、脇山弁護士、神村氏、土井弁護士

休憩を挟んで、パネルディスカッションを行った。登壇者は、神村裕子氏と弁護士土井浩之氏、コーディネーターは私が担当した。

山形での過労死110番の活動内容、東北希望の会の活動内容がそれぞれ報告された後、それぞれの立場で日々感じている現在の職場の問題点、どのような支援が望まれるのかについての意見交換が行われた。また当時働き方改革の中心として議論されていた成果主義がもたらす影響について、それぞれの立場から問題点の指摘もなされた。

来場者は56名（昨年34名）で、そのうち経営者と会社員の参加が15名あり、平日開催にした狙いが十分に果たされたと言えないが、一定の効果を上げることができたと思われる。

アンケートの回収は40通であったが、概ね好評であり、特に遺族の声の

インパクトが大きいが明らかとなった。

【④群馬】平成29年度過労死等防止対策推進シンポジウム（群馬）報告

弁護士 三角 俊文（群馬）

- 1 開催日時 平成29年11月26日（日）
13時30分～15時30分
- 2 会場 群馬県公社総合ビル
- 3 来場者数 68名（事前申込60名）
- 4 概要

- ① 主催者挨拶（群馬労働局）
- ② 基調講演（原島産業医事務所 長 原島浩一医師）
- ③ 遺族からの声
- ④ 事例報告（群馬過労死弁護士団）

5 基調講演
基調講演は、産業医である原島浩一医師に「長時間労働と過労死（過重労働が心身に与える危険性と産業医の役割）」というタイトルでご講演いただいた。原島医師は、平成20年から産業医としての活動を開始され、製造業や外食業、IT系等、複数の会社をクライアントとして産業医としての活動を行っている。

原島医師には、過労死、過労自死のメカニズムについて、パワーポイント

を使って分かりやすく解説していただき、過労死、過労自死のメカニズムについて初めて聞く方も十分理解できたと思う。なお、近年、若年者の心臓疾患が増加しているとのことであった。

原島医師の事務所では、クライアント企業に対し、時間外労働時間が一定時間を超えた場合には、労働者に対し自己診断チェックリストを渡して記入してもらい、産業医が面談対象者を選定の上、面談勧奨を行い、面談後、状況に応じて就業制限などの就業配慮付与の意見を上申するなどして過労死の防止を図っているとのことであった。また、過労自死の防止のためには、産業医が、労働時間の一面だけに捉われずに、ストレスチェック後のデータを正確に、精神疾患に至る前の段階で、日常の様子変化等を理由に積極的に介入する必要があるとのことであった。そして、最後に、過労死等を防止するためには、法規制だけでなく、事業者

管理監督者、産業医をはじめとした産業保健スタッフが協力し、労働者を見守っていく必要があるとのこと話をいただいた。

6 遺族からの声

平成29年度も県外から遺族の方に来ていただき、遺族の生の声を伝えていただいた。後日、来場者から、遺族の生の声は胸に迫るものがあるとの話を聞いた。

7 事例報告

群馬過労死弁護団の団員が労災申請をし認定された群馬県内の運送会社の過労自死事例を報告した。そして、来場者に対し、過重労働についての認識を深め、周知することで過労死等を防いで欲しいとのお願いをした。

【⑤埼玉】埼玉シンポジウムの報告

弁護士 田中 浩介（埼玉）

埼玉での平成29年度過労死等防止対策推進シンポジウムは、同年11月16日、埼玉会館小ホールにおいて開催された。

来場者数（講師、スタッフ等除く）は376名であり、内会社員205名、社会保険労務士46名、経営者26名、公務員15名等であった。

埼玉労働局労働基準部長による主催者挨拶等につき、2つの講演、金子直樹弁護士（埼玉弁護士会・日本労働弁護団常任幹事）による「過労死・過労疾患と安全配慮義務・労働時間管理



会場の様子

の重要性」、天笠崇医師（東京勤労者医療会代々木病院精神科科長）による「過労自殺、労働関連うつ病をいかに予防するか」ストレスチェック時代のメンタルヘルス対策」が行われた。

金子弁護士の講演は、長時間労働が過労死等を引き起こす危険性が高く、労働時間及びその管理が重要であること、過労死を防止するための企業の責任は大きく、長時間労働をしないよう「指導」するだけでは責任を果たしたとはいえないこと、企業は今すぐ36協定や労働時間管理方法をチェックすべきことなどを丁寧に説明するものであり、多数参加していた会社員や会社経営者が、過労死の問題性や企業の責任、企業としてなすべきことを広く理解することにつながったと思われる。

天笠医師の講演は、自殺対策基本法の制定により自殺者が減ったように、過労死等防止対策推進法の制定とストレスチェックの義務化により、過労死過労自殺を減らしたいという思いのもと、著名な過労自殺の事件の紹介もしながら、医学的知見（統計等）を駆使して、働き過ぎにより自殺が起こる原因や、予防のためになすべきことについて詳しく説明をするものであり、専門性は高いが、過労自殺防止に取り組みなくてはいけないということが深く

理解できるものであった。

講演の後、働き方改革に取り組む企業の「働き方改革推進室」の担当者による、残業ゼロや有休取得率100%を目指す取り組みについての紹介、及び、過労死家族の会からの体験談の発表がなされた。

会場は、「小ホール」ではあったが、平成28年度よりかなり大きい会場であつて（客席数504）、参加人数について懸念がないわけではなかったが、上記のとおり多数の参加があつた。かように多数の参加があつたことに、過労死問題への関心の高まりがあることはもちろんであるが、埼玉労働局がこれまでと同様、関係団体等に積極的に参加を呼び掛けたことも大きかったと思われる。

シンポジウムをはじめとする、過労死等防止対策のための取り組みを、埼玉において、平成30年度以降もさらに深めていきたい。

【⑥東京】 過労死等防止対策推進シンポジウム・東京会場報告

弁護士 尾林 芳匡（東京）

東京会場は、主として三多摩地域の過労死弁護士が担い、2015年（自主開催）、2016年と八王子で開催し、2017年は立川グランドホテルを会場に、2017年11月6日（月）17時00分～19時30分に開催された。約100名が参加し、成功した。

内容は、労働局あいさつの後、「過労死の実情と求められる防止策」と題して山口真美弁護士（三多摩過労死弁護士事務局長）が講演した。その中で、大要次のような話がされた。多くの過労死事案の救済を担当するなかで、長時間労働の実態と、パワハラにより労働者が精神的に追い込まれている実態があった。被災者は多くの場合、一人で問題を抱え込んで責任を果たそうとしており、実情を把握して職場で支援体制を築くことが必要である。過労死問題についてこれを防止するための国・地方自治体・事業者等の責務を定めた過労死等防止対策推進法の制定は画期的なことである。時間外労働が多くなる理由を探り、正確な労働時間の分析をきちんとしていくことが過労死

等の防止につながる。サービス残業を撤廃することが過労死防止の上でも重要である。

続いて「メンタルヘルス入門」と題して櫻澤博文（合同会社パラゴン代表社員、医師・労働衛生コンサルタント）が次のような要旨で講演した。労働人口が減っている今、企業は人を大事にすべきである。血糖値・血圧・中性脂肪などのいわゆるメタボは、脳心臓疾患等の過労死につながる。メタボはうつ病にも関連があり、ストレスで暴飲して体内にエネルギーが溜まると血糖値が上昇し、睡眠の質が下がり、精神的な病にもつながる。うつ病の予防と改善には有酸素運動が最適で、神経の働きを活発にさせる。職場環境としては、裁量権を発揮して達成感が得られるような環境づくりも大切である。

続いて、過労死家族の会から数名が体験談を報告した。

参加者の感想としては、8割がおおむね満足していただいたようである。山口弁護士の話については、実例に沿った対策を考えさせられた、会社の



東京会場の様子

リスク管理上からも取り組むべき重要課題であると把握できた、過労死の実例や実情を知り、理解を深められた、具体的な事例を聞くことができた、過労死を防止するために取り組むべき防止策の重要性が理解できた、などであった。

櫻澤医師の話についての感想は、具体的な話でよく理解できた、長時間労働がメンタルに及ぼす影響について学べた、今後会社で一層重要となるメンタルヘルス対策についてヒントが得られた、職場で8年間に5人の現役死亡があったので参考になった、ストレスチェックの話はとても参考になった、などであった。

家族の会からの報告の感想は、実例

の体験談が心にしみ、直接の被害者から言葉が聞けたことは有意義だった、他人事だと思っていたが身近に起きるということがわかった、労働者の苦しみだけでなく残された家族の思いが伝わってきて非常に考えさせられる時間だった、過労死等防止の取組の底辺が広がることを期待したい、重たく心に残るもので、起きてからでは遅いのだということを改めて感じた、などであった。

事前の準備としては、1万枚近いチラシが労働行政、企業、弁護士を通して配布されており、直前には記者会見も行った。参加者の属性として、会社員や社会保険労務士の方の他に、主婦など一般市民も相当数あり、中には過労死と思われる事案が身近に発生していることをうかがわせる感想もあり、相談体制の一層の整備が必要であると感じた。

今年度は11月14日に町田会場を設けて実施予定である。さらに取組を進めていきたい。

【⑦岐阜】平成29年度過労死等防止対策推進シンポジウム 岐阜会場報告

弁護士 綴喜 秀光（岐阜）

岐阜では、過労死防止シンポの開催は、平成29年度で3回目となりました。平成27年度は自主開催でしたが、平成28年度から厚生労働省委託事業として行われております。

平成29年度は、岐阜労働局監督課長の挨拶から始まり、平成29年7月に名古屋高裁の判決で、岐阜市職員であった夫伊藤哲さんの自死について公務災害認定が確定した伊藤佐紀子さんからの結果報告が行われました。それに引き続いて岐阜市役所人事課長から、岐阜市役所が平成29年度から、11月の過労死等防止啓発月間のうち、伊藤哲さんの命日を含む後半2週間を岐阜市過労死等防止強化週間と名付け、ハラスメント対策等、様々な取組を実施することになったことが報告されました。さらに関連づけて、岩井羊一弁護士から、地方自治体の過労死防止に関する取り組みとして、愛知県豊川市が、職員の過労自死の公務災害認定を機に、パワーハラスメント防止週間を設けた取り組みが紹介されました。伊藤さんの案件は、哲さんの自死から10年か



講演する岩井羊一弁護士

かつてようやく公務災害認定されるなど、苦労の多かった案件ですが、その成果が、岐阜市の取り組みと合わせ、シンポジウムで発表されるという画期的な状況となりました。

メインの講演は、メンタル産業医として各地のシンポでも講演を行っている櫻澤博文氏によって行われ、医学的な面からの健康管理やストレス対策、うつ予防、快適な職場環境づくりの大切さなどが話されました。

その後、もう1名、遺族の声として、息子さんを過労自死で亡くされ、労災

認定の提訴中の方から、報告がありました。息子さんの死をきっかけに産業カウンセラーの資格を取得し、労働関係の相談などに当たっているということで、過労死遺族の辛い思い、大変な現実をお話いただきました。

岐阜会場では、平成28年度は、過労自死した遺族や過労死問題の弁護士側からの報告が中心で、参加者も、関係者など、いわば顔見知りが多かったのに対し、平成29年度は、過労死遺族側の声の他、上記のように事業者側の過労死防止のための参考になる医師の講演をメイン企画とし、平日の開催となりました。結果、参加者は110名とすることで、会社員や社会保険労務士、団体職員などの割合も高く、事業者側からの参加も多かったものと思われます。アンケート結果でも、おおむね好評でした。



岐阜会場の様子

【⑧和歌山】働き続けるために―過労死防止シンポジウム和歌山会場

過労死防止全国センター 幹事
いのちと健康を守る和歌山センター 事務局長 藪野 寛

和歌山県では、11月29日（水）13時30分より「和歌山ビッグ愛」で開催されました。参加者は130人（含スタッフ等）でした。会社員が最も多く47人、次いで公務員が24人でした。会社員の多くは労務管理に関わっている人でした。

開会にあたり、会場に、「ぼくの夢にある過労死遺児の夢」と歌・ダ・カーポ フルーツ・榎原麻里子が会場に流されました。

榎野順三和歌山労働局労働基準部長の開会あいさつで始まり、行政からの報告として「過労死・過重労働の撲滅、働き方改革に向けて」と題して、津田恵史和歌山労働局労働基準部監督課長から労働時間やメンタルヘルスについ

で現状と対策、過労死の現状とそれに対する調査・分析や過労死防止のための対策等について報告されました。

続いて、岩城穰過労死等防止推進全国センター事務局長から「過労死防止法制定から3年―過労死防止の到達点と課題」をテーマとする基調講演がありました。過労死問題の歴史・過労死等防止対策推進法（過労死防止法）制定に向けての活動とその意義と歴史、過労死防止対策大綱の意義、過労死防止法7条に基づく政府の政策文書政策の閣議決定、過労死防止対策の具体化などの解説の後、過労死の具体的事例を4事例にふられました。



「エンマの願い」を
演じる桂福車さん

休憩のあと、過労死問題をテーマにした落語「エンマの願い」が桂福車師匠により演じられました。

続いて、過労死遺族から訴えがあり、参加者は感動を受けました。

閉会のあいさつを小池江利大阪過労死を考える家族の会代表が遺族としての気持ちも込めてされました。

死の深さ、辛さ、残酷さがつたわり、和歌山でもあったことから、真剣に取り組まないことだと改めて思いまし

た」
全体と通しての感想として、「働き続けられる社会をつくるために、官民の労働者、経営者が一緒になって考えられる取り組みを期待する」また、「過労死防止のために具体的にどうしたらいいか知りたい」などの意見もありました。

【⑨広島】広島からの報告

弁護士 松岡 幸輝（広島）

昨年11月22日、広島YMCA国際文化センター3号館にて過労死等防止対策推進シンポジウムが開催されました。広島で過労死等防止のためのシンポが開催されるのは、自主開催を含めて4回目となります。

は、毎年出席はしていますが、弁護士として、一市民としてとても勉強させられるシンポジウムであると感じています。

最初は自主開催シンポだったこのシンポも、第2回からは厚生労働省が主催となり、第3回でシンポのために、弁護士、労働組合、市民団体等からなる実行委員会が組織されるに至りました。広島のシンポは毎年、深化し、進化しています。

昨年の第4回シンポでは、広く報道された過労死事件を受けて、同事件を担当していた蟹江鬼太郎弁護士に、過労死事件からみた過労死防止のための取り組みについてご講演頂きました。さらには、笑福亭松鶴師匠に過労死をテーマにした落語「ケンちゃんの夢」をご披露頂きました。

蟹江先生の講演では、実際に労働者が過労死した事件についてのお話がありました。深夜、早朝に帰宅し、またすぐに出勤するといった過酷な業務実態が記録されたタイムカードや、単なる職場内の懇親会のためだけに労働者が作らなければならなかった詳細かつ精密なイベント進行表などを見ながらの講演であり、労働者がいかに過酷な環境で働いていたのかということが聞き手に現実感をもって伝わり、会場全

体が息をのむ場面もありました。その上で、使用者が労働時間の把握することや法規制としてインターバル規制を設けることが重要と言われた蟹江先生のご意見は非常に説得力があるものと感じました。

非常に緊張したテーマ講演の後には、過労死をテーマにした落語が披露されました。過労死防止シンポジウムで落語を題材にするのは広島では初の試みでした。私も、過労死問題と落語がどのようにマッチするかというのは、皆目見当がつかなかったのですが、実際に話を聞くと、過労死をした父、そして息子、過労死遺族に寄り添う弁護士らが登場する人情噺で、話のテンポも小気味よく、あつという間に引き込まれてしまいました。いわゆる「間(ま)」を上手く用いられて、しっかり過労死についての話を聴衆に聞かせる松鶴師匠の技術に感動してしまいました。

第4回シンポは、100名弱が入る程度の会場だったのですが、実際には120名以上の方が参加されました。会社の人事担当者が参加されていると思えば、労働組合員も参加している、というような感じで労使の垣根無く、非常に多くの方が参加されているというのが印象でした。マスコミ各社

からも取材があり、当日はNHKの地方ニュースにもなっていました。

広島においても、以上のようなシンポジウムを毎年実行できるといふこと

【⑩徳島】徳島のシンポジウムについて

弁護士 堀金 博(徳島)

2017年度の過労死等防止対策推進シンポジウム(徳島会場)は、11月20日(月)午後1時30分から、とくぎんトモニプラザ大会議室で開催されました。来場者は約70名でした。

杉山彰浩氏(徳島労働局 労働基準部長)の開会挨拶に続き、松岡和人氏(徳島労働局 労働基準部監督課長)から徳島の現状について約20分間の報告がありました。

引き続き、中村和雄弁護士(日弁連労働法制委員会委員)から「長時間労働を是正するために何をすべきか」と題する講演が約1時間ありました。講演では、「固定残業代を設定し、長時間の残業をさせている企業があること」「現在は、36協定の特別条項によって残業時間が青天井となってしまうという点」「法律改正によって残業時間の上限規制はされるが、まだまだ規制が緩すぎる点」などが報告され、「36協定の上限規制をもっと強化しな

は、とても有意義なことであると感じています。これからも頑張っていきたいと考えていますので皆さんも何卒ご支援下さい。

ければならないこと」、「日本の労働時間法制が国際的に大変おかしいことを自覚すべきこと」、「最低賃金の大幅な引き上げも必要なこと」などが語られました。更に、裁量労働制の拡大や高度プロフェッショナル制度に対する批判、ワークライフバランスの実現や、アメリカのウーバー問題などに見られるシェアリングエコノミーの規制、労働組合の果たす役割や組織の拡大などについても、様々な観点から多くの提言をいただきました。

休憩後、桂福車氏による過労死落語「エンマの願い」が上演されました。ストーリーとしては、過労自死した青年が三途の川の窓口で自分の死因が分からず戸惑っていたところ、鬼から現世を映す鏡でやせ細った母親の姿を見せられて後悔のあまり泣き出してしまいます。すると閻魔大王が現れて青年に天国行きを命じ、母親には鬼たちを派遣して家族の会に入ることを勧めさせ

せます。そして、過労死等防止対策推進法制定の日には、日本の夜空に金色の文字が浮かび、「これはゴールではなくスタートである 閻魔大王」というメッセージが届けられるというものです。桂福車氏は落語で労働環境改善の啓発活動を積極的に行っていました。が、今回のシンポジウム後に逝去され、非常に惜しい方を亡くしてしまつた可悲しんであります。徳島会場の参加者からは、「面白い話術で非常に興味深かった」、「感動ある落語をありがたうございました」、「クオリティの高さに驚きました。『自らの権利を放棄する者は他人の権利を侵害する』ヨーロッパのことわざだということですが、日本の労働者にこのことわざを知っていただきたい」などの感想が寄せられました。

その後、うつ病を発症されて労災と認定された労働者の方から、ご自身の体験も踏まえて、うつ病になると体や心にどのような変化があるのか、過重労働には、どのように対処すべきなのか語られました。参加者からは、「うつ病のことがとてもよく分かりました。注意するところを自分に置き換えて考えました」、「過労死等防止について、本当に予防の方法を考えさせられていると感じました」、「労働者の身

体と心の変化及び対策を考えられました」「生々しく過労死を防止しなければと思いました」などという感想が寄せられました。

引き続き、ご子息を亡くされた過労死家族の会の方から、心の叫びとも言えるべき訴えがありました。「私の人生はあの日に終わりました」「私はあの日から死んでいます」。会場は水を打ったように静まりかえり、参加者が過労死の悲惨さや、過労死をなくさなければならぬという決意を共有した瞬間でした。「遺族の方の声は重かったです」「子を持つ親の立場が分かりました」「命の大切さを実感しました」「心に響きました」「生の声を聞くことができました」など、感情的な感想も多数寄せられました。

閉会挨拶は当職が行い、「働くもののいのちと健康を守る徳島県センター」の立場から、過労死等を根絶するために今後も様々な取り組みを進めることの決意を述べました。

シンポジウム全体を通しては、「今日のシンポジウムでお聞きしたことを社内に持ち帰り、今後の社内理解につなげていきたいと思います」「関係者の強い思いは充分伝わりました。今後の経営にも大きく取り入れていきたいと思っています」「経営者に多数参加して欲しい」「もう少し若い中間管理職の

方が参加できるような勧め方をして欲しい」「労働局、主に労基監督官の増員をぜひ実現していただきたい」「現実はどうすれば長時間労働を防止できるのか、先進事例等を紹介して欲しい。ヒントが欲しい」「シンポの対象はどこか。もっと参加者を増やすべき」などの感想が寄せられました。

今年度のシンポジウムについても現在準備を進めております。昨年度の反省を踏まえ、より大きな注目と多数の参加者を得て開催できるように関係団体とも協議を積み重ね、連携を深めて参りたいと考えております。

【11】長崎】 過労死等 防止対策推進シンポ

ジウムin長崎報告

長崎労働者の健康問題懇談会
事務局次長 大塚 正一

2017年11月23日、長崎における3回目のシンポジウム（自主開催含む）を長崎県勤労福祉会館で開催し、83名の参加がありました。開会にあたり、主催者側から長崎労働局労働基準部長の熊谷一彦氏よりご挨拶をいただきました。

基調講演は、旬報法律事務所の佐々木亮弁護士にお願いしました。佐々木氏は日本労働弁護団常任幹事・ブラッ



講演する佐々木亮弁護士

ク企業被害対策弁護団代表でブラック企業に正面を切って闘う弁護士です。

講演は「人として尊厳ある働き方ができる社会の実現のために、職場でどのような取り組みをすすめていけばいいのか」をテーマにお話がありました。日本労働弁護団の電話相談では精神疾患に関する事例が多く、労災請求をされる方が増えている。「脳・心臓疾患」での労災請求は、40歳代、50歳代、60歳代が多いが、精神障害では30歳代、20歳代の若い労働者の比率が高く、過労自殺が多い。この状況は、体力的には頑張れても精神がもたないことが一因として考えられる。労災申請件数を職種別にみると、ブルーカラー労働者に過労死が多く、ホワイトカラー労働者に過労自殺が多くなっている。とくにホワイトカラー労働者の過労自殺は増加の一途。

過労が起きる要因として、①企業の目先の利益により、少ない人数で長く働かせた方が安上がりでリスクが少ない②働き者はほめられる文化があり、質より量で目に見える働きが評価されやすい③同調圧力により、上司が残っているのに帰れないことが当たり前という文化、メンバーシップ型の弊害がある④事実上、長時間労働の規制がないことを挙げられました。

長時間労働をなくすには、制度、制

裁、文化をあらためることが必要。長時間労働の根本的解決には、効率化や合理化だけではなく、業務量、人員数の見直しなど、何かを動かしていくこと、職場で残業は例外という意識改革が重要と述べられました。

地域組織からは2名の報告がありました。連合長崎の佐々木信行氏からは「運送業界の働き方・働かされ方について」報告。運輸業界は規制緩和の影響で、多くの民間企業が参入して過当競争が激化。それにより労働のダンピングが起きて、トラックドライバーにも低賃金、長時間労働を余儀なくされる状況が蔓延。長時間労働対策として、昨年より国が主体となってトラックドライバー労組、企業、学識者が集まり、改善策の話し合いや実際に改善策を試行するパイロット事業が始まったことを報告。

長崎県労連の月川俊雄氏からは、労働相談事例から「警備保障会社の警備職Yさんの死と労災」について報告。警備保障会社に13年勤務していた35歳の男性が、9年前に山梨の山中で自殺。亡くなる半年前に異動・配転あり、その職場の影響が大きかった。この事例の特徴は、仮眠時間が労働から解放されていないため、時間外労働に加算されたこと。家族が過労死のセーフティネットの役割を担うことも必要だが、状況によっては歯止めが利かな

い時がある。そこに労働組合が役割を発揮し、長時間労働をさせない取り組みが必要。労働組合が「いのちと暮らしを守る」という役割を果たしていくことが重要であることを訴えました。

過労死を考える家族の会からは、東九州過労死を考える家族の会代表の桐木弘子氏が、1年前に発足した「東九州過労死を考える家族の会」の果たす役割とこれからの課題について報告。家族の会の活動では、遺族の支援、つらい働き方をしている若者をなくすための運動を支援者とともに奮闘してきました。過労死、パワハラをなくしたい、悲惨な働き方をする若者をなくしたい、それをそれぞれの立場で考えていけば過労死はなくせると訴えられました。数日前に急遽登壇が決まった東京過労死を考える家族の会・佐戸恵美子氏の「NHKの女性記者であつた娘さんを過労死で失った母親からの訴え」は、参加者の心を揺さぶる発言でした。

今回、長崎においては異例ともいえる連合系・全労連系労働組合の双方が企画に参加した画期的なシンポジウムとなりました。今後の課題として、過労死問題に係わる弁護士を養成していくとくみが必要で、日本労働弁護団、過労死弁護団との連携が、長崎における過労死をなくす運動には必要不可欠です。

【12】宮崎 宮崎シンポ報告

弁護士 西田 隆二（宮崎）

平成29年度の宮崎シンポは、今若者の働く環境がどうなっているのだろうか、「ブラック企業」は宮崎にもあるのだろうか、という問題意識から出

発した。丁度地元の青年団体が若者対象のアンケート調査をしていたことから、その結果を発表してもらい、具体的事例を見ながら労働者の基本的な権利を学ぼうという学習会を実施した。23名ほどではあったが、アンケート調査した若者や若い医療労働者、マスコミ関係の組合員、弁護士などが参加した。アンケートによると、「月100時間以上の残業が珍しくない」とか、「残業しているのに売れ残りの弁当をもらうだけ」とか、「期末試験中だが休みがもらえない」等々、地方の宮崎でも全国で指摘されるような問題が同じように存在することが分かった。

この企画の準備と並行して、11月のシンポジウムの準備を進めたが、同じ問題意識から、「ブラック企業」の代名詞となった飲食チェーンの過労自死事件を担当された玉木一成弁護士に基調講演を頂くことになり、また、SEとして勤務していた30代前半の女性を

自死で喪われたお父さんのお話を聞くことになった。

玉木弁護士のお話しの中で、被災者が終電に間に合わない時間まで残業をさせられ、自宅に帰れないので店の机に突っ伏して寝ていた等々、驚くべき労働実態があったことを知り、会場は怒りに震えた。

また、SEとして働いていた31歳の女性が、無理な課題を背負われ、時には連続38時間勤務などの長時間労働が続く中、自死を図り、辛い命こそ助かったものの精神的に深い傷を負ったにもかかわらず、会社は一ヶ月後には仕事に復帰させ、復帰後6日目、出張中のホテルで心臓突然死で死亡されたというお父さんの話を聴き、会場は静まり返った。

続いて、宮崎在住の作曲家山本友英さん（元南九州大学教授）が「マー君の詩」に曲を付けられた「ぼくの夢」を会場で流し、2回目は会場で合唱をして、過労死防止の思いを一つにした。

最後に、東九州過労死家族の会の桐木弘子さんが、昨年結成して以降の活動報告をし、今後さらなる広がりを誓って、幕を閉じた。

平成29年度過労死防止対策推進シンポジウム開催実績一覧 《平成29年12月11日現在》

	会 場	参加者 目標数	参加人数			目標 達成率	講演者		参加者 総数	事前申込者参加状況			
			合計	事前申込	当日参加		人数	人数		申込数	参加数	差	参加率
北海道	11月24日(金)	150	176	134	42	117%	6	7	189	171	134	▲ 37	78.36%
青森	11月18日(土)	80	68	39	29	85%	5	4	77	44	39	▲ 5	88.64%
岩手	11月28日(火)	80	126	79	47	158%	5	4	135	83	79	▲ 4	95.18%
宮城	11月18日(土)	150	163	97	66	109%	7	9	179	118	97	▲ 21	82.20%
秋田	12月9日(土)	80	66	40	26	83%	5	4	75	47	40	▲ 7	85.11%
山形	11月14日(火)	80	56	33	23	70%	6	5	67	38	33	▲ 5	86.84%
福島	12月2日(土)	80	77	54	23	96%	4	4	85	74	54	▲ 20	72.97%
茨城	11月5日(日)	80	84	64	20	105%	4	5	93	75	64	▲ 11	85.33%
栃木	11月2日(木)	80	80	54	26	100%	8	5	93	66	54	▲ 12	81.82%
群馬	11月26日(日)	80	68	46	22	85%	4	4	76	56	46	▲ 10	82.14%
埼玉	11月16日(木)	200	376	303	73	188%	5	10	391	423	303	▲ 120	71.63%
千葉	11月18日(土)	150	142	123	19	95%	5	7	154	139	123	▲ 16	88.49%
東京(立川)	11月6日(月)	100	93	70	23	93%	5	5	103	102	70	▲ 32	68.63%
東京(中央)	11月8日(水)	300	381	319	62	127%	11	13	405	389	319	▲ 70	82.01%
神奈川	11月2日(木)	150	192	169	23	128%	6	7	205	210	169	▲ 41	80.48%
新潟	11月30日(木)	80	76	51	25	95%	5	4	85	73	51	▲ 22	69.86%
富山	11月18日(土)	80	51	26	25	64%	2	7	60	35	26	▲ 9	74.29%
石川	11月16日(木)	100	62	47	15	62%	3	6	71	58	47	▲ 11	81.03%
福井	11月19日(日)	80	97	38	59	121%	3	7	107	43	38	▲ 5	88.37%
山梨	11月30日(木)	80	58	32	26	73%	5	5	68	50	32	▲ 18	64.00%
長野	11月14日(火)	80	108	60	48	135%	3	4	115	65	60	▲ 5	92.31%
岐阜	11月13日(月)	80	110	75	35	138%	5	4	119	83	75	▲ 8	90.36%
静岡	11月29日(水)	80	88	74	14	110%	4	4	96	95	74	▲ 21	77.89%
愛知	11月28日(火)	200	185	154	31	93%	4	6	195	189	154	▲ 35	81.48%
三重	11月30日(木)	80	104	69	35	130%	3	4	111	77	69	▲ 8	89.61%
滋賀	11月25日(土)	80	55	40	15	69%	4	5	64	50	40	▲ 10	80.00%
京都	11月17日(金)	150	128	102	26	85%	7	7	142	123	102	▲ 21	82.93%
大阪	11月2日(木)	250	443	398	45	177%	7	8	458	491	398	▲ 93	81.06%
兵庫	11月17日(金)	200	293	249	44	147%	8	8	309	295	249	▲ 46	84.41%
奈良	11月14日(火)	80	79	41	38	99%	6	7	92	49	41	▲ 8	83.67%
和歌山	11月29日(水)	100	120	75	45	120%	6	4	130	88	75	▲ 13	85.23%
鳥取	11月21日(火)	80	138	88	50	173%	3	4	145	98	88	▲ 10	89.80%
島根	11月22日(水)	100	160	124	36	160%	7	7	174	141	124	▲ 17	87.94%
岡山	11月11日(土)	100	81	54	27	81%	3	7	91	68	54	▲ 14	79.41%
広島	11月22日(水)	100	124	81	43	124%	2	6	132	97	81	▲ 16	83.51%
山口	11月24日(金)	80	166	55	111	208%	2	11	179	65	55	▲ 10	84.62%
徳島	11月20日(月)	80	65	33	32	81%	5	4	74	38	33	▲ 5	86.84%
香川	11月30日(木)	80	63	50	13	79%	5	7	75	60	50	▲ 10	83.33%
愛媛	11月4日(土)	80	92	21	71	115%	3	5	100	29	21	▲ 8	72.41%
高知	12月2日(土)	80	67	40	27	84%	3	6	76	51	40	▲ 11	78.43%
福岡	12月10日(日)	100	64	39	25	64%	4	4	72	58	39	▲ 19	67.24%
佐賀	10月22日(日)	80	54	18	36	68%	5	5	64	22	18	▲ 4	81.82%
長崎	11月23日(木)	80	83	37	46	104%	5	4	92	41	37	▲ 4	90.24%
熊本	11月11日(土)	80	42	23	19	53%	4	4	50	26	23	▲ 3	88.46%
大分	11月25日(土)	100	188	109	79	188%	7	4	199	123	109	▲ 14	88.62%
宮崎	11月17日(金)	100	88	20	68	88%	5	4	97	24	20	▲ 4	83.33%
鹿児島	12月2日(土)	80	82	40	42	103%	6	4	92	45	40	▲ 5	88.89%
沖縄	12月7日(木)	80	102	69	33	128%	3	3	108	80	69	▲ 11	86.25%
		5,120	5,864	4,056	1,808	115%	233	272	6,369	4,965	4,056	▲ 909	81.69%

特集3 平成29年度過労死防止啓発授業の報告（その2）

過労死防止法及び大綱に基づく「教育を通じた啓発」の一環として、「過労死等防止対策等労働条件に関する啓発事業」（学校への講師派遣支援事業）が平成28年度から始まりました。初年度は、約6か月間に59校で87回（内訳は高校38回、大学24回、中学22回、専門学校3回）の講義を行い、約6,450人の生徒たちが授業に参加しました。

2年目となる平成29年度は、120回（内訳は高校50回、大学54回、中学10回、専門学校6回）の講義を行い、約10,800人の生徒たちが授業に参加しました。

今号でも、啓発授業を担当した遺族3人、弁護士3人の方から報告をいただきましたので紹介します。

【その1】労働問題・労働条件に関する啓発授業に参加して感じたこと

東京過労死を考える家族の会 佐戸 恵美子

昨年暮れから早稲田大学、首都大学東京、調布第三中学校での啓発授業に弁護士と共に過労死遺族講師として参加させていただきました。初めての経験でありとても緊張しましたが、学生や生徒の皆さんは食い入るように耳を傾けて聞いてくださり、過労死で亡くなった未和も学生時代にこんな授業を受けていれば死なずにすんだかもしれません。

大学生からは講義終了後「命を削ってまでやらねばならない仕事があるのか」という話は、これから自分が大学で勉強しづらい社会で働いていく中で、常に意識し胸に留めておきたい、「自分が将来働く時、共に働く人のことも気遣うことをおろそかにしてはならないと感じた」、「適切に労働時間を管理することとは人の命や健康に対して責任を持つ重要な仕事であることを忘れてはいけない」等の意見が



調布第三中学校での授業風景

中学生に対してはわかってもらえる

だろうかという不安がありました。全くの杞憂でした。ベストセラーになった「13歳のハローワーク」（村上龍）という本がありますが、一番感受性の強い中学生こそ、この啓発授業が、将来社会に出て働きたす前に様々な視点から労働について考えるきっかけになって欲しいと思いました。授業後生徒からは「電通の話は聞いていたがNHKのほうは聞いたことがなかった。正直びっくりした。事故ではなくて仕事で命を失ってしまうなんて」、「NHKの番組は良く見る。昔は「おかあさんと一緒」、今は「Rの法則」とかを見ている。NHKの雇用者は正當な働き方をさせてあげる必要があったので未和さんの過労死に対して責任があると思う」等の感想がありました。担当の先生ご自身も成人し働いているお子さんをお持ちで労働問題に関心も高く、生徒たちの将来を案じておられました。啓発授業の話を生徒一人一人が自分の問題としてとらえ、良く考えて行動する生き方を選択していけるようにと強く願っておられる先生の姿勢にも感銘を受けました。

【その2】 過労死防止啓発授業に参加して

過労死遺族（匿名）

息子の思いもよらぬ突然の過労自殺から三年半が経ちます。今は多くの方のご協力を頂き昨年春に労災認定を受け秋に提訴に至っているのですが、当初はいろいろなことを考えてしまいましたが、考えたくないことまで次々と頭に浮かんできて悲しみと怒りで精神的に不安定な日々が続くのです。そんな揺らぐ時間の経過の中で昨年の夏、弁護士からの先生から過労死防止啓発授業に参加して過労死遺族の立場からこれから社会に出て行かれる大学生に思いを伝えてみてはどうかとのお誘いを頂きました。はたして私などが大学生の方たちの役に立つ話ができるかどうかと不安で迷ったのですが、ここでもう一度息子のことを振り返り冷静になって見つめ直すいい機会になるのではとの思いからお引き受けすることにいたしました。

過労死で亡くした親の心情・息子の置かれた過酷な労働条件・過労死にならないために学生に訴えたいこと」といった内容の話を私が30分程の時間でさせていただきました。

これを言おうあれを言おうと無い知恵を絞ってみましたが、もう一度振り返るという意味から、どうしたら息子は死なずに済んだのだろうということを加えて話をさせていただければ伝わること多いのではと思い至り、【就職活動において慎重にそして十分に余裕を持つて臨んでいたなら】【親とのコミュニケーションがもっと円滑であつたら】【またなんでも相談できる友達が側にいたなら】というありふれたことを話させていたのだのですが、これは遺族の本心として受け止めていただけたのではないかと思っています。

学生の方には真摯に耳を傾けていただきありがたく思うと同時に、この学生の方たちであれば私の息子と同じ轍を踏むことは決まっていだろうと安堵した次第です。

今、現実を直視しますと、一朝にどうこうなるといった状況ではないこと

が誠に居た堪れない思いですが、それでも過労死遺族という厳しい立場に立った責任としては、【過労死のない

社会】の実現に向けて少しずつでも努力を積み重ねるしかないとの思いを痛感させられています。

【その3】 若き人々よ！過労死から身を守れ！ — 啓発授業に取り組んで —

兵庫過労死を考える家族の会共同代表

過労死等防止対策推進兵庫センター共同代表幹事 西垣 迪世

「テレビの中の話が自分の前に現れた」「自分たちに関係のない話ではない」「めつたに聞ける話ではなかった」「もしかの時の自分にきつと役に立つだろう」。

私たち過労死遺族が、弁護士さん等と組んで行った、啓発出前授業の感想だ。

2006年冬、神戸の高校で教壇

に立つ私の携帯が鳴った。その日のみ教室に持ち込んでいた。朝から連絡が取れなかった息子が高熱を出している。神奈川の会社の寮の管理人さんが救急車を呼んでくださり、連絡を待っていた。授業を中断し、取るものも取りあえず新神戸へ、息子の所へ向かった。

まさに、新幹線の列車が滑り込んで来たその時、医師から携帯へ、「心肺

蘇生をしているがもう打ち切つてよいか」。私は何のことか訳が分からず、「止めないで！息子を助けて！何とか助けて！」と叫んだ。看病どころか、息子の命は風前の灯火、母には何もできない。息子との距離がむなしく、無力感に身の置きどころもなく、車掌さんに注意されるまで新幹線の通路をうろろしていた。

夕方、逢えた息子はすでに冷たく、ただ、横たわるだけ、私の呼びかけにも応えなかった。懸命に生きた一人の青年の命のはかなさ。母一人一人、幸せな我が家の終焉だった。自分の命より大事な息子、私の人生もこれまでと感じた。

大手電子機器メーカーIT関連子会社にSEを希望して勤めた息子、世界に繋がる仕事がしたいと希望に燃

えていた息子は、技術があつた故に、即戦力として、重要な役割を任せられ、長時間過重労働の渦中、鬱状態となつた。異常な回数の仕様変更が入り、変わらぬ納期とノルマに追われた。37時間連続勤務、終電後は会社の自席に顔を突っ伏して仮眠を取る、職場の二酸化炭素は基準値のほぼ2倍、職場の殆どがうつの経験者など、これが先進国日本の現代の職場なのだろうか。まるで、女工哀史を彷彿とさせるようだ。息子はうつが完治せず、治療薬を過量服用して27歳の生涯を閉じた。

自死か事故死か不明だが、ブログに多くの苦しみの言葉を遺した。「日本人って何でこんなに働くのでしょうかね」「うつの原因は確実にお仕事です」「このまま生きていくことは死ぬより辛い」「普通に働いて、普通に生活したいものです」。

多くの若き人々が、息子のような思いを遺して亡くなっている。懸命に働いたあげく、この世に自分の生への無念と、家族を残していくことへの無念を遺して、旅立っている。日本は、若き人々がこんなにも過労死する国でいいのだろうか。

私たち過労死を考える家族の会は、かけがえない家族の命を亡くしたから、過労死はもうたくさんと訴える。



啓発授業の様子

この国の若き人々の命を守るために、利害を超えて過労死ゼロを訴える。そして、この国の未来を守るために、若き人々に過労死しないでと、自分の身を守ってと訴える。

君の命はあなたにとってはもちろんのこと、家族にとつても、社会にとつても、この国にとつても、何より大切なものだから、生き生きと輝かせてほしいと伝えたい。

そして、過労死という厳しい現実を伝える時に、若き心を傷つけすぎないように、若き人の未来の夢を壊さないようにとの配慮も胸に置いておきたい。

一昨年から始まった過労死等防止啓

発授業、一校でも一人でも多くの若き人々に、長時間パワハラ過重労働から自分の身を守れ！と伝えたい！

兵庫では、数人の遺族と弁護士等が

組んで、授業の要請に取り組んできた。県教委等へ受け入れを要請してきた。ご希望の学校と先生方、どうぞご連絡くださいませ。

【その4】こんなふうに行っています

過労死啓発講義でのグループワーク

弁護士 皆川 洋美（北海道）

早いもので、過労死啓発講義の事業が始まってから2年が経とうとしている。この約2年間で、北海道内で数十回の過労死啓発講義を行ってきたが、

も実は含まれるが…などを話していると、生徒たちの表情も少しずつ緩んできく。

学校の種別や、地方、あるいは進学校なのか就職する生徒が多いのかなど、それぞれの学校で生徒たちの食いつきや、あるいは興味関心先が異なっており、毎回こちらが勉強させられている。

そこで、まずひとこと。「カロウシって聞いたことがある人いる？ 当てなから（ここがたぶん重要）手を挙げてみて！」初めて過労死啓発講義をした時に、手を挙げる子はクラスの半分いたかどうかというところだった。

さて、私が最近行っている講義のスタイルについてご紹介する。

しかし、最近では、札幌市内の高校でなくとも、地方都市の中学校であつてもほとんどの手が挙がる。

まず自己紹介。北海道は最後までいわずゼロワン地域が残っていただけあつて、「弁護士」を見たことがないという大人も子供も少なくない。そのため、弁護士の話に親近感を持つても

そのことを素直に喜んでいいのかはともかくとして、そのセッションで何をどのくらい話そうか、ということも考える。

らう必要がある。自分がどうして弁護士になろうと思ったのか、弁護士になつてみてつらかったこと…過労死のご遺族や当事者の話を長時間聴くこと

そこから、過労死とは何か、労働のルールのことなどを話したうえで、私の依頼者や元依頼者の案件について、「誰が何をどうしたらこの結果を変え

ることができただろうか」というグループワークに入る。

案件の一部を紹介し、数分間グループで話し合いの時間をとってから報告をしてもらう。その報告を想定して紹介していなかった案件の別の側面を紹介し、同じように報告を受ける。

最初のワークと、次のワークの間で、子供たちのなかで、過労死に至る理由がいくつもあるということがわかってくる様子が手に取るようにわかる。

その後にご遺族のDVDを見る生徒の顔は、本当に真剣だ。この子たちの働く時、労働法制が少しでも労働者にとって有意義なものであつてほしい。

最後に、読書について少し話をする。本を読むと社会のつらいことも知ってしまうが、きちんと読むとどうしたら変えられるのかも見えてくることを伝えて、講義を終える。

これだけのボリュームをこなすためにも、啓発講義のためには90分くらいの時間があるといいと思っている。ワークもゆつくりできるし、DVDでご遺族が話していたことの解説もきちんとできる。

さて、前回の報告では、北海道について、「札幌に人口集中しているとはいえ、面積は日本の面積約38万km²の

22%を占める。地方裁判所が4つある都道府県は北海道だけである。」という表現でその広さについて説明した。

この広い大地をカバーするため、現在、北海道での過労死防止北海道センターの設立に尽力していると述べている。

【その5】 啓発授業の感想

第1 はじめに

手元の記録によれば、2016年度、2017年度の2年間で、大学で7回、高校で4回の啓発授業をさせていただいたようです。2018年度は今のところ大学で3回実施することが決まっています。ご遺族と一緒に伺いする場合と、私が単独で出向く場合はちょうど半分ずつ程度でした。ご遺族にもお話いただいた方が、学生生徒にとって印象深い授業になると思います。

以下、私が通常お話している内容と、実施校拡大や今後の改善点についての私見を述べさせていただきたいと思っています。

第2 お話している内容

話している内容は複数回実施した結果、ほぼ固まってきた感じがしています。抽象論ではなく、なるべく具体例



早稲田大学で講演する
佐戸恵美子さん

弁護士 蟹江 鬼太郎（東京）

や担当事例を中心にお話するよう心がけています。

1 初めに、自己紹介をします。出身高校や出身大学など何かのつながりがある場合にできるだけ言及するように心掛けています。

2 次に、労災認定件数の推移と、勤務問題を原因の一つとする自殺者数の推移を紹介しています。

3 脳心臓疾患についてお話をします。まず、認定基準を簡単に紹介します。いわゆる「過労死基準」が月80時間超の時間外労働を要件としていること、睡眠不足が重要な要素とされていることをお話します。

そのうえで、担当事件のお話に入ります。担当事件は、職務内容の変化があつた後半年程度で30代の男性が心筋梗塞を発症して死亡してしまった事案について話すことが多いです。この男性は、残業代支給対象外として扱われていたため、会社がこの男性の労働時間についてさして関心を示していなかったことに言及することもあります。

4 精神疾患についてお話をします。同様に、まず、認定基準を簡単に紹介



早稲田大学で講演する

中原のり子さん

紹介して、自分や周りの方々（家族や同僚）の心身の声に耳を傾けてもらうようお願いしています。

第3 実施校の拡大について

複数回担当することができたのは、大学の研究者（主に労働法の研究者）と研究会などで面識があったところ、高橋まつりさんの事件など大きく報道された事件を担当させていただいたことが大きいと考えています。

なお、とりわけ、高校については、初年度は様子見をかねて選択科目の1クラス程度で実施し、好評であると翌年度は複数クラスで実施を依頼してくれることが多いというのが感想です。

ですので、まずは、自分の卒業した大学・高校や、あるいは、恩師にコンタクトを取って、最初は1クラスでも少人数でも良いので、実施をしてみるのが良いのではないかと思います。

また、私は、実施してくれそうな学校には、川人博弁護士が実施予定校に



早稲田大学で講演する

木谷晋輔さん

送付していた啓発授業制度の案内文をアレンジした案内文を送付しています。これがなかなか好評なようなので、共有したら良いかもしれません。

第4 改善点について

恩師である高校の教諭から言われたのが、学校の予定は3月までに翌年度の予定を全て決めてしまうので、4月以降に声をかけられても予定を組むのが難しいことが多い、ということでした。他の学校から同じようなことを言われたことがあります。

ですので、例えば、啓発授業の更新時期は、年度末（3月末）ではなく、例えば毎年10月末を更新時期として、1月2月3月に集中して、候補校に呼び掛けを行うとした方が、より実施がしやすくなるのではないかと感じています。

【その6】 過労死等 防止啓発授業につ いて

弁護士 立花 隆介（兵庫）

1 私は、兵庫県弁護士会姫路支部に所属している関係で、兵庫県西部で行われる啓発授業で講師として授業を行っています。平成29年度は、兵庫県立西脇工業高校及び姫路赤十字看護専門学校において、兵庫過労死を考える家族の会の金谷一美さんと授業を行いました。

2 西脇工業高校では、過労死・過労自殺や過労死等防止対策法に関する話のほか、一般的な労働法の知識（ワーク・ルール）に関する話について相応の時間を取って説明をしましたが、ほとんどの生徒が種々のワーク・ルールに関してほぼ知らないという状況でした。就職する生徒は言わば「丸腰」で社会に出るようなものであり、特に就職する生徒の多い工業高校等の実業系高校の生徒に対しては重要性を感じました。また、教員との話では、教員も生徒らにワーク・ルール等に関する知識が全くないことを感じている共に、それを非常に心配もしておられるとい

うことを強く感じました。

3 姫路赤十字看護専門学校では、過労死等に関する話のほか、夜勤・交替制勤務や看護師としてのワーク・ライフ・バランス（WLB）に関する内容を中心に据えました。学生のほぼ全員が夜勤・交替制勤務のある姫路赤十字病院へ就職することが決まっており、その負担の大きさや健康維持・ストレス解消の重要性等に対しては学生らの関心も高いようであり、かなり聞き入ってくれていたという印象です。また、教員からは、同校の卒業生で、アルバイト先で頼りにされたがために、そちらを優先し学校の試験を休んだ者がいたという話を伺い、学生の「真面目さ」を心配されていました。授業内でその話をしたときの学生らの反応は「えー?!」「何で? そんなアホな・・・」というものでしたが、適切な優先順位を考えられないような状態にもなってしまうということは、身近な例で感じてもらえたようにも思います。

4 両校共に社会に出る直前の生徒や学生への啓発授業でした。弁護士になっっている自分ですら、学生時代にワーク・ルールを分かっていたのかは極めて怪しいところで（労働法の授業は受けていなかったの・・・）、ま

して高校生や一般学生においては、今回のような機会がなければ、学ぶことは皆無であろうと思います。授業後の教職員の先生方からは啓発授業に対して前向きな反応を頂き、特に実業系高校や専門学校等での啓発授業の重要性は感じたところです。

＜編集後記＞

今年も、7月の全国センター総会に合わせて全国ニュースの発行にこぎつけることができました。ご多忙な中、原稿をお寄せくださった皆様に厚く御礼を申し上げます。

多くの過労死遺族や過労死・労働問題に取り組む弁護士などが強く反対し、世論でも批判の強かった「高度プロフェッショナル制」や、時間外労働の上限規制の設定を過労死ラインとすることなどを内容とする「働き方関連法案」が6月29日、成立してしまいました。大変残念なことではありますが、今後は参議院で付された47項目に及ぶ附帯決議（参議院のホームページで見ることができます）を実質化していくことが重要になります。

今回も、清水亮宏弁護士に多忙な中、編集作業をしていただきました。心から感謝します。

（弁護士 岩城 穰）